社団法人 中濃法人会　定款

第１章　総　　則

（名　　称）
第1条　この法人は、社団法人中濃法人会（以下「本会」という。）と称する。

（事 務 所）
第 2 条　本会の事務所は、岐阜県関市に置く。

（目　　的）
第 3 条　本会は、税務当局との協調のもとに、税務知識の普及に努め、あわせてよき法人企業の団体として、会員の積極的な自己啓発を支援して、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事　　業）
第 4 条　本会は、前条の目的を達成するため、次各号に掲げる事業を行う。

(1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
(2) 税制及び税務に関する調査研究並びに意見具申
(3) 法人会会員の役員及び従業員の研鑽等、企業の健全な発展に資する各種の事業
(4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
(5) 機関紙及び税務、経営関係各種資料の発行
(6) 青年部会、女性部会の発展に必要な支援及び指導
(7) 関係諸官庁、及び友誼団体との協調、連携
(8) 財団法人全国法人会総連合、社団法人岐阜県法人会連合会及び各法人会との相互連携
(9) 会員の役員及び従業員の福利厚生に関する事業
(10) その他本会の目的達成に必要な事業

（支部及び部会）
第 5 条　本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別に支部を置き、必要に応じて下部組織を設けるほか、青年部会及び女性部会を設置することができる。

2　支部及び青年部会、女性部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 2 章　会　　　員

（会員の資格）

第 6 条　本会の会員としての資格を有する者は関税務署管轄区域内に所在する法人及び法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

（資格の取得）

第 7 条　本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

（会員の権利義務）

第 8 条　会員は、本会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

（資格の喪失）

第 9 条　会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 解散又は事業所の閉鎖

(3) 除名

（退　　会）

第10 条　本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

（除　　名）

第11条　会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会において、3 分の 2 以上の決議により、その会員を除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為があったとき

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。

（会　　費）

第12 条　会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、一会費を納入するものとする。

2　既納の会費は、原則として返還しない。

第 3 章　役　　　員

（役員の種別及び定数）

第13　条　　本会に、次の役員を置く。

理　事　　50名以上60名以内

うち　　会　　　長　1名

副　会　長　　6名以上　7名以内

常任理事　10名以上15名以内

監　事　　2名以上3名以内

2　必要に応じて、専務理事1名を置くことができる。

（役員の選任）

第14　条　　理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2　会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

3　専務理事は、第1項の規定にかかわらず、理事会の決議を経て会長が任免する。

4　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第15　条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3　常任理事は、本会の常務を審議、処琴する。

4　専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。

5

5　理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

6　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員の任期）

第16　条　　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　増員または補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第17　条　　本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会において、3分の2以上の決議により、その役貞を解任することができる。

2　禁治産者または準禁治産者となった場合はその役員を解任することができる。

3　前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）
第18　条　　役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2　役員には、費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第　4　章　　顧問、相談役及び委員

（顧問及び相談役）
第19　条　　本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2　顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

3　顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

（委　員　会）
第　20　条　　本会に、第4条の事業を分担するため、委員会を置くことができる。

2　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

、

3　委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

4　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第　5　章　　事　　務　　局

（事　務　局）1
第　21条　　本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、会長がこれを任免する。

3　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

（帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧）
第　22　条　　事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。ただし、第1号から第3号及び第8号に掲げる書類については最新版を、第6号及び第9号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

(1) 定　款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事、監事、顧問、相談役、委員及び職員の名簿
(4) 許認可等及び登記に関する書類
(5) 会議の議事録

(6) 事業報告書及び収支計算書
(7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
(8) 事業計画書および収支予算書
(9) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
(10) その他必要な帳簿及び書類等

2 前項第1号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 6 章 会 議

(会議の種類)
第 23 条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)
第 24 条 総会は、通常総会と臨時総会とし、いづれも会員の全員をもって構成する。

(総会の開催及び招集)
第 25 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したとき開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文章を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、適宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)
第 26 条 会員は、各1個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会貞は出席したものとみなす。

(総会の議事)
第 27 条 総会は、全会員の過半数の出序により成立する。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の決議事項）
第　28　条　総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 事業報告及び事業計画
(2) 決算及び予算
(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

（役　員　会）
第　29　条　　役員会は、理事会及び常任理事会とする。
2　理事会は、理事の全員をもって構成し、常任理事会は会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
3　監事、顧問及び相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員会の開催及び招集）
第　30　条　　役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。
2　役員会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。

（役員会の議事）
第　31条　　役員会は、その構成員の過半数の出席により成立する。
2　役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会の付議事項）
第　32　条　理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 総会に提出すべき議案
(2) 定款の変更に関する議案
(3) 総会において、理事会に委任された事項
(4) その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
2　常任理事会は、理事会に代わり、業務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

（会議の議長）
第　33　条　　すべての会議の議長は、会長がこれに当たる。

（会議の議事録）
第　34　条　　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所
（2）会員もしくは役員の現在員数及び出席者数
（3）開催目的、審議事項及び議決事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
（5）議事録著名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録著名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第　7　章　　資産及び会計

（資産の構成）
第　35　条　　本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

（1）設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
（2）会費
（3）事業に伴う収入
（4）資産から生ずる果実
（5）寄附金品
（6）その他の収入

（資産の管理）
第　36　条　　本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

（資産の区分）
第　37　条　　本会の資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

2　基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組入れられる資産とする。

3　運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（基本財産の処分の制限）
第38条　基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。

2　事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部もしくは一部を担保に供することができる。

（経　　　費）
第　39　条　　本会の経費は、連用財産をもってこれに充てる。

（事業計画及び収支予算）
第　40　条　　本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、毎事業年度開始の日から 3 ケ月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。
2　事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

（暫定予算）
第　41 条　　前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）
第　42　条　　本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、毎事業年度終了の日から 3 ケ月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

（長期借入金）
第　43　条　　本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する

ものを除き、総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

（剰余金の処分）
第　44　条　　決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部若しくは一部を翌年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第　45　条　　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第　8　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第　46　条　　この定款を変更しようとするときは、総会において、会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

（解　　散）

第　47　条　本会を解散しようとするときは、総会において、会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

（残余財産の処分）

第　48　条　　本会が解散した場合の残余財産は、総会において、会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第　9　章　　雑　　　　則

（細　　則）

第　49　条　　この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附　　　則

1.　この定款は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
2.　従来、中濃法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3.　役員の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の終了するまでとする。
4.　本会の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、創立総会の日から翌年 3 月 31 日までとする。
5.　この定款は、昭和 63 年 6 月 28 日（一部変更認可の日）から施行する。
6.　この定款は、・平成 2 年 6 月 4 日（一部変更認可の日）から施行する。
7.　この定款は、平成 5 年 7 月 8 日（一部変更認可の日）から施行する。
8.　この定款は、平成 13 年8月24日（一部変更認可の日）から施行する。